

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 3 号
件 名	憲法第9条を守ることを求める意見書の提出について
紹 介 議 員	五十嵐完二，飯塚孝子，野本孝子，平あや子，山際 務，青木 学，石附幸子，中山 均
要 旨	<p>1945（昭和20）年8月15日，戦争が終わりました。日中戦争から始まった戦乱は，アジア各地に広がり，おびただしい破壊と犠牲者を生みました。二度と再び戦争をしてはならないとの声は，敵，味方を問わず世界中に広がりました。1947（昭和22）年5月3日，日本国憲法が誕生し，「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し，ここに主権が国民に存することを宣言」しました。</p> <p>日本国憲法の根本原理は，国民主権，戦争放棄，基本的人権の尊重です。「これは人類普遍の原理であり，この憲法は，かかる原理に基くものである。われらは，これに反する一切の憲法，法令及び詔勅を排除する」と結んでいます。注目すべきは，日本国憲法の根本原理を覆すことを認めていないことです。「これに反する一切の憲法，法令及び詔勅を排除する」という一文の重みをかみしめる必要があります。</p> <p>5月3日，安倍晋三首相は，2020年を新しい憲法が施行される年にしたい。第9条第1項，第2項は残し，自衛隊を明文で書き込むと述べました。2015年9月，安保法制改定に加えて，自衛隊を憲法に書き込めば，憲法第9条は事実上骨抜きとなり，あつてなきがごとの条文となります。</p> <p>日本は，この70年間，武力によって海外の人をあやめてこなかったし，また，日本人の戦死者を出すこともありませんでした。新聞やテレビなどの世論調査では，憲法第9条を変えることに反対が賛成を大きく上回っています。国民の多数が，現憲法第9条を支持している事実は重いものがあります。同時に，憲法問題は国のあり方を未来にわたって左右する重要問題です。慎重にも慎重を期すことが求められます。</p> <p>これらの事実を踏まえた上で，国民の多数が支持している憲法第9条を守ることについての意見書を国に提出することを請願します。</p>
付 託 年月日 委員会	平成29年9月22日 総務常任委員会
受 理	平成29年9月12日 第245号